

株 主 各 位

千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目21番地の1
株式会社東葛ホールディングス
代表取締役社長 石 塚 俊 之

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月26日（日曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月27日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第56期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
- 以上

◎新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場はご無理をなされませんようお願い申し上げます。

◎株主総会ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用と手指のアルコール消毒にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会当日の当社役員及び運営スタッフは、マスク着用にてご対応させていただきます。

◎株主総会ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合、また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tkhd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国の経済環境は、政府により長きにわたり発出されておりました緊急事態宣言等が、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症といたします。）の感染状況が収束に向かったことから一旦は全面解除され、経済活動も復調しておりましたが、年明け以降、感染症が再び拡大したことにより発出された、まん延防止等重点措置が3月下旬まで続くなど、前期に引き続き感染状況に左右される状況で推移いたしました。

このような環境のなか、当社グループにおいて中核事業である自動車販売関連事業が属する自動車販売業界では、主に半導体等の部品の供給不足や海外における感染症に伴う工場操業停止などの複合的な要因による車両生産減産の影響を受けたことから、当連結会計年度の国内新車販売台数は4,215,826台（登録車（普通自動車）・届出車（軽自動車）の合計。前期比9.5%減）となりました。

当社グループにおける当連結会計年度のセグメント毎の状況につきましては以下のとおりであります。

当社グループの自動車販売につきましては、上記状況の影響により、新車の納期が長期化していること等から新車の販売台数は1,999台（前期比1.1%減）、中古車の販売台数は1,476台（前期比3.5%減。内訳：小売台数783台（前期比8.3%増）、卸売台数693台（前期比14.1%減））となりました。販売台数は減少しましたが、新車販売では販売車種構成の変化による1台当たりの販売単価の上昇、中古車販売では小売台数と卸売台数の販売比率の変化、また、整備業務を行うサービス売上については車検等の整備台数が確保できたこと等から売上高は7,286百万円（前期比4.4%増）となりました。

その他につきましては、生命保険・損害保険代理店業関連事業において、緊急事態宣言等の発出期間中、店舗が出店しているテナントの営業時間の短縮及び入店人数の制限、宣伝広告活動の自粛等により来店人数が減少、それに伴い保険契約件数が減少したこと等から売上高は93百万円（前期比6.8%減）となりました。

以上の結果、当社グループの経営成績は、売上高は7,379百万円（前期比4.2%増）となり、営業利益は378百万円（前期比0.9%増）、経常利益は387百万円（前期比2.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は242百万円（前期比5.0%増）となりました。

このうち、売上高につきましては、中核事業である自動車販売関連事業の売上高が、前期に比べて増加したことによるものです。

営業利益につきましては、販売費及び一般管理費のうち、前期に移転新築オープンした店舗の減価償却費等が増加したほか、長引く感染症に加え、昨今の原材料価格等の高騰による物価上昇が生活環境を悪化させているなか、業績向上に向けて奮闘する全ての従業員に報いるため、期末手当を支給したこと等から前期に比べて微増にとどまりました。

経常利益につきましては、上記期末手当の支給のほか、前期に営業外収益に計上した受取保険金及び補助金収入の発生が無かったことによるものです。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前期に店舗の移転、新築オープンに伴い計上した特別損失について、今期は大幅に減少したことによるものです。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は23百万円であります。

その主なものは、店舗設備改修等7百万円、自動車整備機器の入替15百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第53期 (2019年3月期)	第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期)	第56期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高	7,787,209	7,263,817	7,079,951	7,379,840
経 常 利 益	406,687	371,670	398,584	387,074
親会社株主に帰属する 当期純利益	255,294	234,498	231,222	242,678
1株当たり当期純利益(円)	52.76	48.47	47.79	50.16
総 資 産 額	6,511,059	6,354,967	6,765,137	7,079,603
純 資 産 額	4,219,806	4,411,408	4,599,761	4,799,662
1株当たり純資産額(円)	865.42	903.90	941.69	981.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ホンダカーズ東葛	50百万円	100.0%	自動車販売関連事業
株式会社東葛プランニング	50百万円	100.0%	生命保険・損害保険代理店業関連事業
株式会社東葛ボディーフクトリー	50百万円	100.0%	鋳金塗装事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ホンダカーズ東葛
特定完全子会社の住所	千葉県松戸市小金きよしケ丘3丁目21番地の1
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	2,163,499千円
当社の総資産額	3,007,874千円

(4) 対処すべき課題

自動車業界全体においては、少子高齢化や車両保有期間の長期化、若者の車離れ等、新車の販売台数及び収益の減少傾向が続いております。

このような状況のなか、主力である自動車販売関連事業においては、新車販売の拡充はもちろんのこと、車両販売時に付属品として販売している用品等の拡販に努めるほか、一定期間の定期点検や車検等の整備を割安でパックにした商品（まかせチャオ）の拡販、車両の維持管理をはじめ、事故などトラブルにも対応する会員制サービス（ホンダ・トータル・ケア）の拡充、CSの改善等、既存顧客の守りの強化を推進することにより、一時的かつ急激な社会情勢の変化による車両販売台数の減少等に直接影響を受けにくい体質強化を進めて参ります。

生命保険・損害保険代理店業関連事業においては、手数料体系の見直し等が進んでおり、保険ショップチェーンの再編や淘汰によって競争が激化しているなか、顧客目線での分かりやすい丁寧な説明や販売、集客活動を心がけて参ります。

また、多角化戦略としての新規事業、M&A等にも積極的に取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
自動車販売関連事業	主に本田技研工業株式会社の四輪新車及び中古車を販売しております。そのほか自動車の整備等を行っております。
生命保険・損害保険代理店業関連事業	フランチャイジーとして保険ショップ「ライフサロン」を出店し、生命保険・損害保険商品を販売しております。
钣金塗装事業	自動車販売からの依頼による钣金塗装のほか、顧客等から直接の依頼による钣金塗装も行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

当社は本社のみ持株会社であり、営業店舗及び工場はございません。

本社 千葉県松戸市小金きよしヶ丘

② 子会社

株式会社ホンダカーズ東葛

北 小 金 店	千葉県松戸市小金きよしヶ丘
柏 1 6 号 店	千葉県 柏 市 柏
五 香 店	千葉県松戸市五香西
千葉ニュータウン西店	千葉県白井市七次台
鎌ヶ谷 店	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷
南 柏 店	千葉県 柏 市 新 富 町
流 山 店	千葉県 流 山 市 加
松 戸 東 店	千葉県松戸市秋山
我孫子 6 号 店	千葉県我孫子市根戸
D E P O X 柏	千葉県 柏 市 藤 ヶ 谷
U - S e l e c t 松戸	千葉県松戸市二ツ木
U - S e l e c t 我孫子	千葉県我孫子市根戸
U - S e l e c t 千葉流山インター	千葉県流山市三輪野山

株式会社東葛プランニング

新 松 戸 店	千葉県松戸市新松戸
カ イ ン ズ 佐 倉 店	千葉県佐倉市寺崎北
ベ イ シ ア 八 街 店	千葉県八街市八街

株式会社東葛ボディーフクトリー

鋳 金 塗 装 部 千葉県松戸市松戸

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
自動車販売関連事業	121 (7)名	3名減 (2名減)
生命保険・損害保険代理店業関連事業	6 (7)名	増減なし (1名減)
钣金塗装事業	8 (3)名	2名増 (増減なし)
全社 (共通)	9 (-)名	増減なし (増減なし)
合計	144 (17)名	1名減 (3名減)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9 (-)名	増減なし (増減なし)	44.1歳	17.4年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	440,482千円
株式会社千葉銀行	403,675千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,920,000株
- ② 発行済株式の総数 4,840,000株
- ③ 株主数 716名
- ④ 大株主(上位12名)

株主名	持株数	持株比率
齋藤國春	1,237,000株	25.56%
東葛ホールディングス従業員持株会	278,800株	5.76%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY S R I N T R I N S I C O P P O R T U N I T I E S F U N D	250,000株	5.16%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	225,000株	4.65%
損害保険ジャパン株式会社	225,000株	4.65%
あいおいニッセイ同和 インシュアランスサービス株式会社	225,000株	4.65%
稲田麻衣子	164,700株	3.40%
林未香	154,300株	3.18%
林凜乃介	150,000株	3.10%
林廉志郎	150,000株	3.10%
稲田隼大	150,000株	3.10%
稲田凌佑	150,000株	3.10%

(注) 持株比率は自己株式(1,701株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権
発行決議日		2011年6月27日	2012年6月27日
新株予約権の数		27個	29個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 29,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 101,000円 (1株当たり 101円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。	新株予約権1個当たり 110,000円 (1株当たり 110円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		(注) 1 (注) 2	(注) 1 (注) 2
権利行使期間		2011年7月28日から 2041年7月27日まで	2012年7月28日から 2042年7月27日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 3
譲渡による新株予約権の取得の制限		(注) 4	(注) 4
役員 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 26個 目的となる株式数 26,000株 保有者数 4名

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2013年6月26日	2014年6月25日
新 株 予 約 権 の 数		22個	19個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 19,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 164,000円 (1株当たり 164円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。	新株予約権1個当たり 214,000円 (1株当たり 214円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		(注) 1 (注) 2	(注) 1 (注) 2
権 利 行 使 期 間		2013年7月27日から 2043年7月26日まで	2014年7月26日から 2044年7月25日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
譲渡による新株予約権の取得の制限		(注) 4	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 18個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 4名

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年6月26日	2016年6月27日
新 株 予 約 権 の 数		18個	191個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 19,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 243,000円 (1株当たり 243円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。	新株予約権1個当たり 24,600円 (1株当たり 246円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		(注) 1 (注) 2	(注) 1 (注) 2
権 利 行 使 期 間		2015年7月25日から 2045年7月24日まで	2016年7月28日から 2046年7月27日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
譲渡による新株予約権の取得の制限		(注) 4	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 16個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 191個 目的となる株式数 19,100株 保有者数 4名

		第 7 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年6月28日	2018年6月27日
新 株 予 約 権 の 数		133個	105個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 13,300株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 10,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 34,200円 (1株当たり 342円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。	新株予約権1個当たり 45,900円 (1株当たり 459円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		(注) 1 (注) 2	(注) 1 (注) 2
権 利 行 使 期 間		2017年7月28日から 2047年7月27日まで	2018年7月27日から 2048年7月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
譲渡による新株予約権の取得の制限		(注) 4	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 133個 目的となる株式数 13,300株 保有者数 4名	新株予約権の数 105個 目的となる株式数 10,500株 保有者数 4名

	第 9 回 新 株 予 約 権	第 10 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2019年6月26日	2020年6月24日
新 株 予 約 権 の 数	143個	145個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 14,300株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 14,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 36,100円 (1株当たり 361円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。	新株予約権1個当たり 35,800円 (1株当たり 358円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項	(注) 1 (注) 2	(注) 1 (注) 2
権 利 行 使 期 間	2019年7月26日から 2049年7月25日まで	2020年7月28日から 2050年7月27日まで
行 使 の 条 件	(注) 3	(注) 3
譲渡による新株予約権の取得の制限	(注) 4	(注) 4
役 員 の 取 締 役 保 有 状 況 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 143個 目的となる株式数 14,300株 保有者数 5名	新株予約権の数 145個 目的となる株式数 14,500株 保有者数 5名

	第11回新株予約権
発行決議日	2021年6月24日
新株予約権の数	147個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 14,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 35,700円 (1株当たり 357円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項	(注) 1 (注) 2
権利行使期間	2021年7月27日から 2051年7月26日まで
行使の条件	(注) 3
譲渡による新株予約権の取得の制限	(注) 4
役員 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)
	新株予約権の数 147個 目的となる株式数 14,700株 保有者数 5名

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注) 1に記載の資本金等増加限度額から(注) 1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2021年6月24日
新株予約権の数		10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 35,700円 (1株当たり 357円) 新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		(注) 1 (注) 2
権利行使期間		2021年7月27日から 2051年7月26日まで
行使の条件		(注) 3
譲渡による新株予約権の取得の制限		(注) 4
使用人等への交付状況	子会社の役員	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 交付者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注)1に記載の資本金等増加限度額から(注)1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	齋藤 國春	
代表取締役社長	石塚 俊之	株式会社東葛プランニング代表取締役社長 株式会社ホンダカーズ東葛取締役
代表取締役副社長	松下 吉孝	事業戦略本部長 新車事業部長 株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役社長 株式会社東葛ボディーファクトリー代表取締役社長
取締役	伊藤 淳一	中古車事業部長 株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役副社長 株式会社東葛プランニング取締役 株式会社東葛ボディーファクトリー取締役
取締役	森田 誉	サービス部長 株式会社ホンダカーズ東葛取締役 株式会社東葛ボディーファクトリー取締役
取締役	高橋 輝	管理部 長
取締役 (監査等委員・常勤)	吉井 徹	株式会社ホンダカーズ東葛監査役 株式会社東葛プランニング監査役 株式会社東葛ボディーファクトリー監査役
取締役 (監査等委員)	笹本 憲一	公認会計士 公認会計士笹本憲一事務所代表 日進工具株式会社社外取締役(監査等委員) サンネクスタグループ社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	熊澤 亮輔	税理士 熊澤会計事務所 所長 株式会社関東財務システム代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 笹本憲一氏並びに取締役(監査等委員) 熊澤亮輔氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 笹本憲一氏並びに取締役(監査等委員) 熊澤亮輔氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員) 笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しております。
取締役(監査等委員) 熊澤亮輔氏は、税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために吉井徹氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は、取締役（監査等委員）笹本憲一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (3) ②重要な子会社の状況」（本募集ご通知4ページ）に記載の当社の子会社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員賞与 (業績連動報酬等)	ストックオプション (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く)	64,247	54,000	5,000	5,247	6
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,800 (1,800)	13,800 (1,800)	1,000 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	79,047 (1,800)	67,800 (1,800)	6,000 (-)	5,247 (-)	9 (2)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において年額200,000千円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人分給与・賞与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。

また、上記報酬枠とは別枠で2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100,000千円以内、新株予約権の個数の上限を2,000個（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。

3. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において年額100,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
4. 業績連動報酬等（役員賞与）にかかる業績指標は連結営業利益であり、その実績は378百万円であります。当該指標を選択した理由は営業活動の成果を反映しているためであります。業績連動報酬等（役員賞与）は、役位別の基準額をもとに、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。
5. 非金銭報酬等の内容はストックオプションであり、割当ての際の条件等は、「ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (2) ①当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役石塚俊之に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬等（役員賞与）の決定を委任しております。委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ、各取締役の役位・職責等に応じて評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
7. 上記のほか、子会社であります株式会社ホンダカーズ東葛に兼務している取締役2名に対して44,800千円の報酬等を同社より支給しております。なお、同社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

役員の報酬の総額は、株主総会の決議により決定し、各取締役への報酬はその総額の範囲以内で、会社の業績および従業員給与との釣り合い、同業他社等の水準を勘案して、取締役会において決定しております。

基本報酬は月給制としております。

b. 役員賞与（業績連動報酬等）に関する方針

役員賞与は、会社の通期業績に応じて取締役会で決定し、各取締役への賞与の配分は、取締役会において決定しております。

役員賞与の支給時期は、通期決算での利益確定後としております。

c. 非金銭報酬等（ストックオプション）に関する方針

毎年定時株主総会の日から1年後の日までの期間（以下「支給基準期間」という。）に各取締役に割当てる新株予約権の数は2,000個を上限として、報酬基準額を当該新株予約権1個当たりのオプション価格で除し、算出された数（以下「割当個数」という。）をもとに取締役会にて割当個数を定めます。ただし、計算の結果、1個未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

新株予約権のオプション価格の算定には、ブラック・ショールズモデルを用いております。

ストックオプションの権利行使期間は、相続の場合を除き、新株予約権割当契約書に定める期間の範囲内で、当社の取締役及び関連子会社の取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内と定めております。

d. 報酬等の割合に関する方針

株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額のうち基本報酬及び役員賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位・職責等に応じて決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）笹本憲一氏は公認会計士笹本憲一事務所代表及び日進工具株式会社社外取締役（監査等委員）並びにサンネクスタグループ株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）熊澤亮輔氏は熊澤会計事務所所長及び株式会社関東財務システム代表取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 笹 本 憲 一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、公認会計士としての専門的見地から、豊富な経験と知識を生かし、特にKAM（監査上の主要な検討事項）の強制適用にあたり、独立した立場から内部監査部門や監査等委員会への助言・指導を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会4回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 熊 澤 亮 輔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、税理士としての専門的見地のほか、各団体の監事、理事に就任にされている広範な視野を生かし、経営に対する実効性の高い監督等を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会4回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人A&Aパートナーズ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）は、個々の役員・従業員等が遵守すべきものとして全社が「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとします。

ロ. 当社は、取締役の中から当社グループの「コンプライアンスオフィサー」を任命します。コンプライアンスオフィサーはコンプライアンス上の重要な問題の検討とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行い各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めていきます。

ハ. 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、当社グループはコンプライアンスオフィサーを情報受領者とする「内部通報制度」を構築し、効果的な運用を図ります。

ニ. 社長直轄とする内部監査室を置き、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、全社が「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存・管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループは、経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を全社が「リスク管理規程」に定め、これに基づきリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。

ロ. 当社グループは、経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備します。

ハ、当社の管理部が、当社グループのリスク統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進します。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制を整備します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 職務分掌、職務権限等に関する規程を当社グループの全社が策定し、組織的、効率的な業務運営を実践します。
- ロ. 当社グループは、取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ハ. 当社グループは、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策については機動的に策定していきます。
- ニ. 当社グループは、取締役、部長職及び拠点長で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務上の重要課題について報告・検討を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社各社における法令等遵守態勢やリスク管理体制の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築します。
- ロ. 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行うこととします。
- ハ. 当社は定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。
- ニ. 当社の内部監査部門は、子会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理体制の状況についての監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、子会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部門に所属する者を職務の補助にあてるものとします。

⑦ 監査等委員会を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査等委員会の承認を得るものとします。

ロ. 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。

イ. 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題

ロ. その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

⑨ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないものとします。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができるものとします。

ロ. 監査等委員は、内部監査室との間で適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等について意見交換をするなど常に連携を図るものとします。

ハ. 監査等委員が、必要に応じ外部専門家（弁護士・公認会計士等）に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めます。

⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めるものとします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針とします。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務執行については、毎月1回通常取締役会を開催しており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関と位置づけ、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行うほか、必要に応じて関係部署の担当者等の出席を求め、報告あるいは意見聴取を行い、取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、会計監査人や内部監査部門との間で定期的に情報交換を行い、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の適正性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

- (注) 1. 記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,611,988	流動負債	1,919,669
現金及び預金	2,095,081	買掛金	469,695
受取手形	844,157	短期借入金	844,157
売掛金	122,080	未払法人税等	71,103
商品及び製品	457,154	賞与引当金	45,707
その他	93,514	その他	489,006
固定資産	3,467,614	固定負債	360,270
有形固定資産	3,294,335	長期未払金	53,508
建物及び構築物	681,912	長期前受金	229,676
機械装置及び運搬具	176,975	長期前受収益	77,086
土地	2,420,008		
その他	15,439	負債合計	2,279,940
無形固定資産	2,784	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,784	株主資本	4,750,450
その他	0	資本金	211,085
投資その他の資産	170,494	資本剰余金	200,496
長期貸付金	10,932	利益剰余金	4,339,542
差入保証金	99,202	自己株式	△673
繰延税金資産	58,147	新株予約権	49,212
その他	2,211		
		純資産合計	4,799,662
資産合計	7,079,603	負債純資産合計	7,079,603

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,379,840
売 上 原 価		5,675,618
売 上 総 利 益		1,704,221
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,325,973
営 業 利 益		378,248
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	511	
受 取 手 数 料	9,076	
受 取 家 賃	2,000	
そ の 他	2,400	13,989
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,162	5,162
経 常 利 益		387,074
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	3,535	3,535
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		383,539
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	143,949	
法 人 税 等 調 整 額	△3,089	140,860
当 期 純 利 益		242,678
親会社株主に帰属する当期純利益		242,678

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
2021年4月1日 残高	211,085	200,496	4,145,246	△673	4,556,154	43,607	4,599,761
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△48,382		△48,382		△48,382
親会社株主に帰属する当期純利益			242,678		242,678		242,678
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						5,604	5,604
連結会計年度中の変動額合計	－	－	194,295	－	194,295	5,604	199,900
2022年3月31日 残高	211,085	200,496	4,339,542	△673	4,750,450	49,212	4,799,662

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	3社
主要な連結子会社の名称	株式会社ホンダカーズ東葛 株式会社東葛プランニング 株式会社東葛ボディーファクトリー

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品及び製品 (新車及び中古車) 個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)
- ・商品及び製品 (部品・用品) 最終仕入原価法を採用しております。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～39年

機械装置及び運搬具 2年～15年

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

自動車販売事業

自動車販売のうち新車では、自動車メーカーより新車を仕入れ、それを販売しております。中古車では、新車代替時の下取車両、オークションによる仕入車両等を販売しております。

新車及び中古車（オークション販売を除く）の履行義務については、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした時点（顧客が陸運局から新車又は中古車のナンバーを取得した時点）、中古車部門のオークション販売においては落札日に充足されると判断しております。

自動車販売の取引価格は、顧客との契約に係る現金販売価格で算定しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。また、顧客の初期購入費用負担を軽減することを目的として、一部の顧客に対して、割賦販売による取引を行っております。当該割賦販売取引において、手数料については別途前受収益として計上し、時の経過により収益計上しております。

自動車販売関連業務では、車両の整備、点検、車検等のサービスを提供しております。履行義務については、作業完了日に充足されると判断しております。取引価格は、料金表に基づいております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

自動車販売関連業務の商品のうち、長期間にわたる車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価については、契約時に支払いを受けております。取引価格は料金表に基づいております。返金については、返金の条件を満たした場合、所定の手数料を差し引いた金額にて応じております。登録手数料は登録時に収益を認識し、登録手数料以外はサービスの履行に応じて収益を認識しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の損益にあたる影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	58,147千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産については、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しておりますが、回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて決定した将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、現時点で当該感染症の拡大規模や収束時期等の合理的な予測は困難ですが、当社グループは入手できる情報を踏まえて翌連結会計年度にかけて業績は回復していくものと仮定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において認識する金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形	844,157千円
建物及び構築物	34,918千円
土地	993,604千円
計	1,872,680千円

② 担保に係る債務

短期借入金	844,157千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	816,843千円
機械装置及び運搬具	294,400千円
その他	54,212千円
計	1,165,457千円

(3) 保証債務

割賦販売によって顧客に販売した自動車にかかる割賦債権については、株式会社オリエントコーポレーションに集金業務を委託するとともに、同社による支払保証を受けております。なお、当該割賦債権の代金回収予定額の約束手形を同社から受領しており、当該受取手形844,157千円が受取手形勘定に含まれております。また、このうち2,601千円については、株式会社オリエントコーポレーションが顧客に対して有する求償権に対し、当社が顧客のために支払いを再保証しています。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,840,000株	一株	一株	4,840,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,701株	一株	一株	1,701株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月24日開催の第55期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年6月27日開催予定の第56期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

第1回新株予約権（2011年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 26,000株
- ・新株予約権の数 26個

第2回新株予約権（2012年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 28,000株
- ・新株予約権の数 28個

第3回新株予約権（2013年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 22,000株
- ・新株予約権の数 22個

第4回新株予約権（2014年6月25日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 19,000株
- ・新株予約権の数 19個

第5回新株予約権（2015年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 17,000株
- ・新株予約権の数 17個

第6回新株予約権（2016年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 20,400株
- ・新株予約権の数 204個

第7回新株予約権（2017年6月28日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 14,300株
- ・新株予約権の数 143個

第8回新株予約権（2018年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 11,300株
- ・新株予約権の数 113個

第9回新株予約権（2019年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 15,200株
- ・新株予約権の数 152個

第10回新株予約権（2020年6月24日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 15,400株
- ・新株予約権の数 154個

第11回新株予約権（2021年6月24日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 15,700株
- ・新株予約権の数 157個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は投資計画に基づき、必要な資金を調達しております。運転資金については銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社及び連結子会社の顧客のほとんどは個人顧客であります。当社及び連結子会社は経理規程の債権・債務要綱に従い、顧客毎に期日及び残高の管理をしており、回収懸念先につきましては必要な保全措置を講じております。

長期貸付金は不動産賃貸借契約に係る建設協力金であります。

差入保証金は不動産賃貸借契約に係る敷金・保証金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受 取 手 形	844,157	844,494	336
(2) 長 期 貸 付 金	10,932	10,909	△23
(3) 差 入 保 証 金	99,202	92,231	△6,970
資 産 計	954,292	947,634	△6,658

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,095,081	—	—	—
受 取 手 形	263,792	580,365	—	—
売 掛 金	122,080	—	—	—
差 入 保 証 金	—	9,393	1,539	—
合 計	2,480,954	589,758	1,539	—

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	844,157	—	—	—	—	—
合 計	844,157	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
受 取 手 形	—	844,494	—	844,494
長 期 貸 付 金	—	10,909	—	10,909
差 入 保 証 金	—	92,231	—	92,231

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形・長期貸付金・差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)	合 計
	自動車販売		
売上高			
新車販売	4,574,184	—	4,574,184
中古車販売	960,030	—	960,030
自動車整備	1,467,867	3,763	1,471,630
その他	284,141	89,853	373,994
顧客との契約から生じる収益	7,286,224	93,616	7,379,840
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	7,286,224	93,616	7,379,840

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、生命保険・損害保険代理店業関連事業及び钣金塗装事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 「(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりあります。

(単位：千円)

当連結会計年度	期 首 残 高	期 末 残 高
前 受 金	271,465	286,222
前 受 収 益	36,847	33,463

連結貸借対照表上、前受金、前受収益は「その他の流動負債」に計上しております。前受金は、主に車両販売前に顧客から入金された金額、1年以内に整備、点検、車検等が見込まれる金額であります。前受収益は、割賦販売取引の1年内の手数料の金額であります。これらの契約負債は、収益の認識（車両販売、時の経過による手数料収入の発生）に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の前受金に含まれていた額は、262,047千円、前受収益に含まれていた額は、36,847千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、車両販売前に顧客から入金された前受金は、契約期間は1年以内のため、注記からは除いています。

・車両の整備、点検、車検等のサービスに関するもの

(単位：千円)

	1年内	1年超	合計
当連結会計年度	123,518	229,676	353,195

・割賦販売の手数料に関するもの

(単位：千円)

	1年内	1年超	合計
当連結会計年度	33,463	77,086	110,549

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 981円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円16銭 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	541,241	流動負債	67,247
現金及び預金	431,345	未払金	13,010
未収入金	107,331	未払費用	2,984
その他	2,564	未払法人税等	46,934
固定資産	2,466,633	預り金	1,274
有形固定資産	216,405	賞与引当金	3,043
工具、器具及び備品	4,132	固定負債	5,180
土地	212,273	長期未払金	5,180
無形固定資産	2,647	負債合計	72,427
ソフトウェア	2,647	(純資産の部)	
電話加入権	0	株主資本	2,886,235
投資その他の資産	2,247,579	資本金	211,085
関係会社株式	2,213,499	資本剰余金	200,496
繰延税金資産	34,080	資本準備金	200,496
資産合計	3,007,874	利益剰余金	2,475,327
		利益準備金	20,250
		その他利益剰余金	2,455,077
		別途積立金	1,580,000
		繰越利益剰余金	875,077
		自己株式	△673
		新株予約権	49,212
		純資産合計	2,935,447
		負債純資産合計	3,007,874

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		213,032
売 上 総 利 益		213,032
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		185,873
営 業 利 益		27,158
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	70,000	
そ の 他	168	70,168
経 常 利 益		97,326
税 引 前 当 期 純 利 益		97,326
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,904	
法 人 税 等 調 整 額	△1,231	10,673
当 期 純 利 益		86,653

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2021年4月1日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	836,806	2,437,056
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△48,382	△48,382
当期純利益						86,653	86,653
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	38,270	38,270
2022年3月31日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	875,077	2,475,327

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
2021年4月1日 残高	△673	2,847,965	43,607	2,891,572
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△48,382		△48,382
当期純利益		86,653		86,653
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			5,604	5,604
事業年度中の変動額合計	-	38,270	5,604	43,875
2022年3月31日 残高	△673	2,886,235	49,212	2,935,447

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～5年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は子会社への経営指導及びコンピューターシステムの貸与等を行っており、当社の子会社を顧客としております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

コンピューターシステムの貸与等については、当社の子会社に対しコンピューター機器の使用、及びコンピューター機器及び基幹システムの運用・保守を行うことを履行義務として識別しております。

当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって収益を計上しております。なお、使用台数の増減、使用環境等により契約期間内に使用料を見直しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益にあたる影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	34,080千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産については、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しておりますが、回収可能性の判断は、当社の事業計画に基づいて決定した将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、現時点で当該感染症の拡大規模や収束時期等の合理的な予測は困難ですが、当社は入手できる情報を踏まえて翌事業年度にかけて業績は回復していくものと仮定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において認識する金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

工具、器具及び備品	10,412千円
-----------	----------

(2) 保証債務

次の関係会社について、本田技研工業株式会社からの仕入に対し、債務保証を行っております。

株式会社ホンダカーズ東葛	444,440千円
--------------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	107,772千円
短期金銭債務	971千円

(4) 取締役に対する長期金銭債務

長期未払金5,180千円は、2011年6月27日開催の第45期定時株主総会において承認可決された取締役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給にかかる債務であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	212,032千円
営業取引以外の取引高	70,000千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,701株	一株	一株	1,701株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		435千円
賞与引当金		926千円
関係会社株式評価損		26,297千円
その他の		13,585千円
繰延税金資産小計		41,245千円
評価性引当額		△7,165千円
繰延税金資産合計		34,080千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ホンダ カーズ東葛	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料等 (注) 1	211,220	未収入金	19,371
				連結納税に伴う個別帰属額	81,279		81,279
				債務保証 (注) 2	444,440	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等は、関係会社管理規程及び内容等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 保証債務は、本田技研工業株式会社からの仕入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、債務保証について保証料の受取はありません。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	596円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円91銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 岡 賢 治
業務執行社員

指定社員 公認会計士 永利 浩 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東葛ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 岡 賢 治
業務執行社員

指定社員 公認会計士 永 利 浩 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社東葛ホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 吉 井 徹 ㊟

監 査 等 委 員 笹 本 憲 一 ㊟

監 査 等 委 員 熊 澤 亮 輔 ㊟

(注) 監査等委員笹本憲一及び熊澤亮輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は48,382,990円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条【電子提供措置等】第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条【電子提供措置等】第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条（条文省略） <u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u> 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第1条～第13条（現行どおり） （削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>【電子提供措置等】</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第15条～第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>【株主総会資料の電子提供に関する経過措置】</p> <p><u>第4条</u> 定款第14条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】の削除および定款第14条【電子提供措置等】の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	さいとうくにほる 齋藤國春 (1941年2月21日)	1969年1月 株式会社不二ホンダ（現株式会社東葛ホールディングス） 代表取締役社長就任 2003年6月 当社代表取締役会長就任 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役会長就任 2007年4月 株式会社ティーエスシー 代表取締役会長就任 2008年4月 株式会社東葛プランニング 代表取締役会長就任 2018年6月 当社取締役会長就任（現任）	1,237,000株
	【選任理由】 当社の創業者であり、代表取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、業績の拡大など企業価値の向上に貢献されました。その豊富な経験と知識は、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	いしづかとしゆき 石塚俊之 (1959年2月19日)	1981年4月 株式会社不二ホンダ（現株式会社東葛ホールディングス）入社 当社取締役就任 サービス部長 2003年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長就任 2007年4月 株式会社ティーエスシー 取締役就任 2008年4月 株式会社東葛プランニング 代表取締役社長就任（現任） 2016年1月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役会長就任 2018年4月 同社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社東葛プランニング 代表取締役社長 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役	116,400株
	【選任理由】 当社及びグループ会社の代表取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、事業の成長と業績の向上に尽力しております。その経営能力は、当社の業務執行ならびにその監督に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	まつ した よし なか 松 下 吉 孝 (1953年8月7日)	1982年2月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 松戸店工場長 1993年9月 株式会社ホンダクリオ東葛(現 株式会社東葛ホールディングス) 転籍 柏店店長 1997年4月 当社取締役就任 営業部長兼本店店長 2007年4月 株式会社ティーエスシー 代表取締役社長就任 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役就任 2014年10月 株式会社東葛ボディーファクトリー 代表取締役社長就任(現任) 2016年1月 当社代表取締役副社長就任 事業戦略本部長兼新車事業部長 (現任) 2016年1月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長就任(現任) 2016年1月 株式会社ティーエスシー 代表取締役会長就任 (重要な兼職の状況) 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長 株式会社東葛ボディーファクトリー 代表取締役社長	116,400株
【選任理由】 当社及びグループ会社の代表取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、事業の成長と業績の向上に尽力しております。その経営能力は、当社の業務執行ならびにその監督に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
4	い とう じゅん いち 伊 藤 淳 一 (1962年1月15日)	1988年3月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 1999年6月 同社取締役就任 営業部長兼本店店長 2003年6月 当社取締役就任 2007年4月 当社取締役兼中古車事業部長 (現任) 2007年4月 株式会社ティーエスシー 常務取締役就任 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役就任 2016年1月 株式会社ティーエスシー 代表取締役社長就任 2017年6月 株式会社東葛プランニング 取締役就任 (現任) 2017年6月 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役就任 (現任) 2018年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役副社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役副社長 株式会社東葛プランニング 取締役 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役	42,800株
【選任理由】 長年にわたり主に中古車販売に携わり、豊富な経験と高い専門性を有しており、グループの業績拡大に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	もり 森 田 ほまれ 菅 (1965年3月23日)	1985年4月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 2006年10月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株式会社東葛ホールディングス）合併による転籍 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛会社分割による転籍 2014年4月 当社転籍 サービス部長 2017年4月 株式会社東葛ボディーファクトリー取締役就任（現任） 2019年6月 株式会社ホンダカーズ東葛取締役就任（現任） 2019年6月 当社取締役就任 サービス部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役	9,200株
【選任理由】 長年にわたりサービス部門に携わり、豊富な経験と高い専門性を有しており、グループの業績拡大に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。			
6	たかほし 高 橋 あきら 輝 (1968年1月18日)	2003年3月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株式会社東葛ホールディングス）入社 2017年4月 当社管理部長就任 2019年6月 当社取締役就任 管理部長（現任）	2,600株
【選任理由】 入社以来管理部門に携わり、グループ全体の経理・財務を担っております。その専門性と知識を活かすべく、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

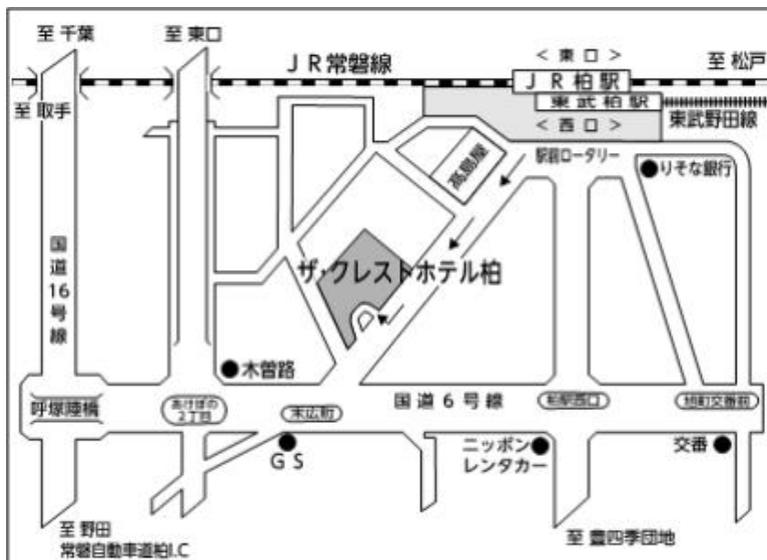
以 上

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場／千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
電話 04-7146-1111



交通 JR常磐線・東武野田線
柏駅西口 徒歩2分

※ 駐車場の準備はしておりませんので、ご了承
のほどお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。